



## 有毒植物による食中毒にご用心

例年、春先から初夏にかけて、有毒な成分を含む植物の誤食による食中毒が多発しています  
食用と確実に判断できない植物は、絶対に採らない、食べない、売らない、人にあげないようにしましょう

### 食用と間違えやすい有毒植物の例

#### スイセン・スノーフレーク



スイセン

スノーフレーク

(厚生労働省「自然毒のリスクプロファイル：高等植物：スイセン類」及び「自然毒のリスクプロファイル：高等植物：スノーフレーク」を加工して作成)

#### 中毒症状

- ▶ 食後 30 分以内で、吐き気、おう吐、頭痛など
- ▶ スイセンでは、下痢、唾液過多、発汗、昏睡、低体温なども

#### 間違えやすい食用植物

- ▶ ニラ、ノビル、タマネギ など

#### イヌサフラン



イヌサフランの葉



イヌサフランの球根

(厚生労働省「自然毒のリスクプロファイル：高等植物：イヌサフラン」を加工して作成)

#### 中毒症状

- ▶ おう吐、下痢、皮膚の知覚減退、呼吸困難
- ▶ 重症の場合は、死亡することもある

#### 間違えやすい食用植物

- ▶ 葉：ギョウジャニンニク、ギボウシ
- ▶ 球根：ジャガイモ、タマネギ など

### 有毒植物による食中毒防止 5か条

1. 新芽や根だけで種類を見分けることは、難しいことを知る
2. 専門家の指導の下で、正しい知識を身に付ける
3. 山菜採りでは、有毒種が混入しないよう注意する
4. 正しい調理をする（ワラビのアク抜きやジャガイモの芽の除去など）
5. 食べられる種類かはっきり分からないものは絶対食べない



知らない野草を食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を受けてください！

その際、原因と思われる有毒植物が残っている場合は、持参して治療の参考にしてもらいましょう！



# 令和5年度

## 山口県食の安心モニターを募集します！



山口県では、日常の買い物を通じて食品表示や衛生管理などをモニタリングしていただく「山口県食の安心モニター」を募集します。

### 活動内容について

- 日常の購買活動を通じ、食品表示や衛生管理等のモニタリング
- モニタリングで発見した、不適正な食品の取扱等の通報
- 地域住民からの食の安心・安全に関する相談等への対応(県の窓口への取次) 等
- 活動状況の定期報告
- 研修会等への参加



モニタリングの様子



研修会の様子(ビデオ視聴による施設見学)

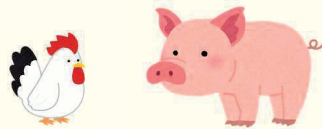
### 特別な資格や経験は不要です

- ・食品表示などについての基礎知識は、山口県から提供されます
- ・また、研修会等で必要な知識を得ることができます

### 自分のペースで活動できます

- ・モニタリングは日常の買い物に合わせて行います
- ・仕事をされている方や学生の方、子育て中の方にもご活躍いただけます

### 応募について



#### 応募資格・人員

県内にお住まいの18歳以上の方 40人

#### 任期

委嘱日～令和6年3月31日まで

#### 応募方法

- ・所定の応募申込書に必要事項を記入の上、お住まいの市または町の消費者行政担当課にお申込みください
- ・また、**やまぐち電子申請サービスによる応募も可能**です

やまぐち電子申請サービス  
による応募はこちらから！



#### 応募申込書の入手方法

市町の消費者行政担当課、山口県生活衛生課、県民局、健康福祉センターに用意してあるほか、インターネットでも入手できます

応募期間  
3月10日(金)  
～  
4月6日(木)



「やまぐち食の安心・安全情報誌」がwebで読めます！

(バックナンバーもこちらから)

